

令和〇〇年 1 1 月 1 日

工 学 部 長 殿

提出した取扱願は、年度内に同じものを購入する場合のみ有効です。学科

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

消耗品としての取扱願

下記の物品は、1点又は一式の取得価額（消費税込）が5万円以上となりますが、後述の理由により消耗品として取り扱い願いたく、申請いたします。

1 製品名 \_\_\_\_\_ 〇〇〇〇〇〇〇

2 仕様・型式 \_\_\_\_\_ 〇〇〇〇〇〇〇

3 製造会社名 \_\_\_\_\_ (株)〇〇〇〇〇〇〇製

薬品等消耗される物品が対象です。  
内容によっては認められない場合がありますので、不明な場合には事前に管財課までお問い合わせください。

理 由（1又は2を○で囲んでください）

1 動物・植物・試薬・ガラス製品・絨毯・布製品（いずれかを○で囲む）

2 上記以外で耐用年数1年未満のもの（下記に製品の特徴・理由を記入）

上記の申請が認められた場合であっても、請求書1枚当たり30万円以上のものを購入する場合は、管財課宛の調達請求書が必要です。

※ 消耗品は耐用年数1年未満若しくは1点又は一式の取得価額(消費税込)が5万円未満のものとする。【日本大学固定資産及び物品管理規定より抜粋】

提出した取扱願は、年度内に同じものを購入する場合のみ有効です。